

議案第一九号

特別取の取員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例とつして

特別取の取員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を別紙のよう改正するものとする。



昭和三十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

特別取組職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別取組職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年）

三朝町条例第十八号の一部を次のように改正する。

才一条に規定する報酬の別表を次のように改める。

(別表)

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員	委員長 年額 三〇〇〇円 委員長代理 〃 二五〇〇円 委員 〃 二〇〇〇円	三朝町長に準給する条例（昭和三十一年三朝町条例第十八号）助役の旅費に相当額とする。
選挙管理委員	日額 七五〇円以内 議会の議員の中から選任された委員 月額 三三〇〇円 知識経験を有する者の中から選任された委員 月額 五、五〇〇円	
監査委員		

固定資産評価審 査委員会委員	日額	七五〇円以内	イ
農業委員	会長 代理 委員	年額 三〇,〇〇〇円 二五,〇〇〇円 二〇,〇〇〇円	イ
その他各種委員	日額	六五〇円以内	
選挙長	イ		
投票管理委員	イ		
投票管理者	イ		
投票立会人	イ		
選挙立会人	イ		
消防団員			
温泉運営委員会委員	年額	三〇,〇〇〇円	三朝町職員旅費支給条例(昭和二十八年三朝町条例第十七号)三朝町長幹事給与条例(昭和二十八年三朝町条例第十八号)助役旅費相当額とする。

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日から施行する。